

+

令和6年第1回

定例総会 議事録

志布志市農業委員会

令和6年第1回 志布志市農業委員会定例総会議事録

招集年月日	令和6年1月24日(水)					
招集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和6年1月24日 午前9時30分				
	閉会	令和6年1月24日 午前10時04分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員  ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	×
	8	上野 克比古	○	18	平川 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	×
議事録署名委員	席番 11 番	宮脇 茂樹	席番 12 番	福岡 裕幸		
職務のため出席 した者職氏名	局長	中水	事務局次長	宮田		
	主幹兼農地係長	竹之内	主幹兼農地係長	圖師		
	主任主査	桑水				
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	谷宮 誠實	×	9	垣内 りえ子	×
2	竹田 憲男	×	10	立根 重信	×
3	今市 光則	×	11	道山 幸治	×
4	熊野 廉太郎	○	12	脇田 祐二	×
5	原田 純一	×	13	春田 豊美	×
6	田尾 昭三	×	14	中之内 瑞穂	×
7	坪田 則義	×	15	工藤 雅彦	×
8	池袋 良子	×	16	山下 直樹	○

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第3号 非農地証明願の承認について 議案第4号 農用地利用集積計画決定について 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について</p>
-----------------------	--

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和6年第1回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>脇田廣昭委員、福岡剛委員から欠席の届出が、福岡裕幸委員から遅参の届出がございました。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会会議規則第24条の規定により、席番11番宮脇茂樹委員と席番12番福岡裕幸委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたします。</p> <p>日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過につきまして、宮脇茂樹委員の報告をお願いします。</p>
委員	宮脇茂樹	<p>10月の総会で依頼のありましたあっせんが成立いたしましたので、報告いたします。4ページのあっせん成立資料番号1になります。所在、地目等は資料のとおりであります。この案件は、〇〇さんのあっせんになります。</p> <p>場所は、伊崎田小学校から東へ3.5kmほど行くと川路集落の交差点に出ます。そこを300mほど行き右折すると、左側に川路公民館があります。また、この道路は松山町の泰野小学校に出る山越えの道路です。そこから坂道を600mほど行き右折し、550m行った右側に2筆ともあります。</p> <p>譲受者は志布志町安楽にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。株式会社〇〇は従業員130名で、主にピーマン、デントコーンを栽培するほか、牛180頭を飼育されています。農機具はトラクター30台、防除機8台、自動車70台、管理機10台を保有しておられます。株式会社〇〇から車で約25分の距離にあります。あっせん価格は、2筆6,421㎡で総額800万円でした。〇〇さんがハウスメロン栽培で利用されていたハウスを含めた総合的な価格ということです。〇〇では、ここでピーマンを栽培するとのことでした。あっせん委員は中之内委員と私、宮脇でした。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。福岡裕幸委員着席です。</p> <p>続きまして、脇田廣昭委員は欠席でございますので、事務局からの報告をお願いします。</p>
事務局	宮田	<p>現在、数名に声かけをしているが、合意には至っていないため、引き続き活動していきたいとの報告でした。以上で〇〇さん分の報告を終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。続きまして、安楽委員の報告をお願いします。</p>
委員	安楽	<p>10月の総会で依頼のありました〇〇さん分ですが、複数の方と交渉を行ってまいりましたが、価格面での折り合いがつかないため本人と話し合った結果、取下げるとの意向が確認できましたので、打ち切りでお願いしたいと思います。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。ただ今、安楽委員から〇〇さんの申出について、あっせん打ち切りの報告がありましたが、報告のとおり打ち切りとすることに、御異議ございませんか。</p>

会場	委員	(異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、報告のとおり打ち切りといたします。続きまして、橋口委員の報告をお願いします。
委員	橋口	先月の総会で依頼のありましたあっせんにつきましては、数名の方に声かけをしておりますが、いまのところ買手がつかないところでございます。もうしばらくあっせん活動を続けていきたいと思っております。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。続きまして、宮脇勇委員の報告をお願いします。
委員	宮脇 勇	先月依頼のあった〇〇さんの分ですが、数人に声をかけたところ、興味を持たれた方がいらっしゃいましたので、継続していきたいと思っております。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。次に、私の関係分について報告いたします。1月4日、仕事始め式に合わせ市長との賀詞交換を行い、その後、事務局との事務打合せを行いました。1月15日、事務局との議案打合せを行いました。1月16日、地域計画に関する農林水産省、九州農政局等との意見交換会に参加しました。 最後に、委員、推進委員が出席した会議等について報告いたします。1月16日の地域計画に関する意見交換会につきましては、私のほかに吉野委員、神宮司委員、坂中委員、隈元委員、平川委員、池袋推進委員にも参加いただきました。1月17日、沖永良部会場で開催されました農業者年金合同地区別会議での事例発表に平川委員が出席されました。以上で報告を終わります。 次に、日程第4、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 今回は、5件の申請でございます。まずは、6ページ、番号1番を審議いたします。番号1番の譲受人である〇〇さんは、志布志市外に居住されているため、本日の総会に出席を要請してございます。 本日は、〇〇さん委任を受けられた母親の〇〇さんが来られておりますので、〇〇さんの入室を許可いたします。
会場		(〇〇氏 入室)
議長	萩迫	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	竹之内	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の番号1番について御説明申し上げます。議案書は6ページです。まず、譲渡人は曾於郡大崎町菱田にお住まいの〇〇さん89歳で、譲受人は曾於郡大崎町神領にお住まいの〇〇さん39歳です。申請地は、記載されておりますとおりでございますが、田が4筆で6,557㎡です。〇〇さんは確認したところ、認定農業者ではございません。本日は、所用により出會できない本人の委任を受けられた母親の〇〇さんが出席されております。詳細につきましてはお尋ね頂ければと思っております。 今回の申請地の場所でございますが、有明町蓬原にあるJAあおぞら農協蓬原出張所から市道大久保・東中組線を西に1.2km進み右折し、市道平山・上大久保線を210m進んだ左側に1筆、そこから同市道を北に50m進み左折し、農道を90m進んだ左側に1筆、そこから用悪水路を挟んだ南側に1筆、また、JAあおぞら農協蓬原出張所から市道大久保・東中組線を西に850m

		<p>進み左折し、農道を220m進んだ右側にあります。</p> <p>〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料3ページのとおりでございますが、申請地には水稻を作付けする予定とのことです。申請事由は、譲渡人につきましては労力不足、譲受人につきましては、規模拡大でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。以上で番号1番について説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
委員	平川	自宅からほ場までは何分かかりますか。
譲受人	〇〇	車で10分くらいです。
議長	萩迫	他に御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、〇〇さんには、ここで退席いただきます。お忙しいところ、ありがとうございました。
会場		(〇〇氏 退席)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号2番について、審議いたします。吉野委員の報告をお願いいたします。
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号2を報告いたします。譲渡人は志布志町安楽中宮にお住まいの〇〇さん72歳で、譲受人は同じく安楽中宮にお住まいの〇〇さん69歳です。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は国道220号線を志布志方面に進み、安楽橋を渡り左折し、堤防沿いの道路を北側へ約250m行った右側に住宅が4、5件ありますが、その東隣の水田です。譲受人宅から3分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、夫婦で水稻とそばを主に栽培されており、申請地にも早期水稻を作付けする予定とのことです。また、トラクター1台、田植機1台を保有しております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、7ページ、番号3番について、審議いたします。同じく、吉野委員の報告をお願いいたします。
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号3を報告いたします。譲渡人は有明町野神にお住まいの〇〇さん74歳で、譲受人は志布志町安楽一丁田にお住まいの〇</p>

		<p>○さん70歳です。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は国道220号線沿いの一丁田にある志布志タイヤセンターの北側の台地になります。国道220号線の一丁田交差点を北側へ上がり、志布志畜産の方へ進み、40m行った三差路を右折し200m行ったところで、譲受人宅の隣になります。</p> <p>○○さんは、夫婦で水稻を主に栽培されております。申請地は○○さんが借り受けて耕作されていましたが、今後も露地野菜等を作付けする予定とのことです。住宅地内の土地であり宅地化も想定されるため、5条申請も案内しましたが、家もあり、作る予定もなく露地野菜をつくっていくということで、3条申請となったところです。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めまます。次に、番号4番について、審議いたしまます。橋口委員の報告をお願ひいたしまます。
委員	橋口	<p>会長より依頼のありまました番号4を報告いたしまます。譲渡人は志布志町安楽にお住まいの○○さん、譲受人は志布志町内之倉にお住まいの○○さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は県道65号南之郷志布志線を志布志から森山方面へ行つた内之倉郵便局から県道をさらに130m進み、市道森山・樽野線に左折し、約600m進んだところの四差路を右折し、200m進んだところに2筆ありまます。また、さきほどの四差路を真つすぐ400mほど進んだところに、残りの2筆ありまます。譲受人宅からは車で5分のところにありまます。</p> <p>○○さんは認定農業者であり、配偶者と2人でキャベツとカボチャを主に栽培しており、申請地にもキャベツ、カボチャを作付けする予定とのことです。農機具につきましては、トラクター、ブーム、管理機を保有されてお願ひまます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めまます。次に、8ページ、番号5番について、審議いたしま



委員	坂中	<p>す。坂中委員の報告をお願いいたします。</p> <p>会長より依頼のありました番号5を報告いたします。譲渡人は有明町野井倉にお住まいの〇〇さんで、譲受人は同じく有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載のとおりで、申請地の場所は市役所有明庁舎入り口から県道523号志布志有明線を蓬原方面へ1.4km進んだところを右折し、300m進んだ右側に位置します。譲受人宅から200mのところにあります。</p> <p>〇〇さんは認定農家であり、家族3人でニンジン5ha、早期水稻2ha、WCS7haほかを栽培しており、申請地には早期水稻を作付けする予定とのことです。また、トラクター3台、コンバイン1台、田植機1台、ニンジンハーベスター1台ほかを保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって日程第4、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5、議案第2号農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p>
委員	隈元	<p>10ページ、番号1番を審議いたします。現地を調査された隈元委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第2号、番号1について報告いたします。総会資料は5ページから7ページです。調査日は1月9日、調査委員は脇田廣昭委員、山下直樹委員と私、隈元で、農政畜産課から1名の同行がありました。</p> <p>譲渡人は有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。譲受人は有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。立会人は譲受人の配偶者とその母親〇〇さん、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は東九州自動車道志布志有明インターチェンジ鹿屋方面への入り口から市道飯山・通山1号線を南へ700m進み右折し、農道を110m進んだ右側に位置します。除外の目的は、一般住宅です。排水については、生活排水、雨水等道路沿いの側溝を利用するとのことでした。隣の残地はそのまま、芝に貸すそうです。住宅を建築すると畑の入り口が狭くなるので、側溝の蓋を移動して畑に入れるようにするよう指導しました。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たして</p>

		<p>いると思われます。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農用地より除外してもやむを得ないのではないかとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願います。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。農用地区域からの除外を認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第5、議案第2号農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしました。</p>
委員	平川	<p>次に、日程第6、議案第3号非農地証明願の承認についてを議題とします。12ページ、番号1番を審議いたします。現地を調査された平川委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第3号、番号1番について報告いたします。総会資料は8ページから10ページです。調査日は1月9日、調査員は柳井委員、熊野委員と私、平川です。申請人は志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は志布志町内之倉の小岩屋モータースから市道片野・十文字2号線を東へ1.3km進んだところを左折し、市道十文字団地線を西へ200m進んだ先を右折し、そこから100m進んだ先に位置します。</p> <p>申請地には豚舎が2棟、休憩場、倉庫が建っていましたが、その周辺は雑木が生え、足を踏み入れることもできない状況で豚舎入り口での調査となりました。</p> <p>本人から聞いた話では、豚舎の南側は放牧場で、地目は牧場となっておりますが、現状は荒廃が進みジャングル化しておりました。畑だったところも雑木が生い茂り原形が分からないほどであり、本人も豚舎として再生を図ることはできないと言われました。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願います。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号2番を審議いたします。現地を調査された山下直樹委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	山下直樹	<p>議案第3号、番号2番について報告します。調査日は1月9日、調査委員</p>

		<p>は隈元委員、脇田廣昭委員と私、山下です。申請人は志布志市有明町野神にお住まいの〇〇さんです。立会人は配偶者の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は有明町野神宮下集落の宮下自治会公園から市道針山・下原線を北へ770m進み、右側の宅地内を東へ進んだ正面に位置します。立会人から聞き取ったところ、平成10年に隣接地に住宅を建築して以降、宅地として一体的に利用しており、農地への復元が困難になったものです。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認することに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第6、議案第3号非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。
		次に、日程第7、議案第4号農用地利用集積計画決定についてを議題とします。はじめに、農用地利用集積計画のうち、所有権の移転について事務局の説明を求めます。
事務局	宮田	議案第4号農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。議案書14ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。
		公告日は、令和6年1月31日で、面積は畑が796㎡となっております。所有権を移転する者は1人、所有権の移転を受ける者は、1人で売買によるものです。
		所有権移転の詳細につきましては、議案書15ページに掲載してございますので、お目通しください。以上で、説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、審議いたします。まずは、15ページ、番号1番と14ページの総括表につきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、利用権の設定及び転貸について、事務局の説明を求めます。
事務局	桑水	議案第4号農用地利用集積計画決定のうち、利用権の設定及び利用権の転

		<p>貸について、御説明申し上げます。議案書は、16ページから45ページとなっております。</p> <p>まずは、議案書16ページの利用権設定の総括表を説明いたします。公告日は令和6年1月31日で、始期は令和6年2月1日となります。設定期間が、1年から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が1万5,738㎡、畑が14万2,254㎡、樹園地が3万7,745㎡で、合計しますと19万5,737㎡となり、うち更新分は2万1,781㎡となっております。</p> <p>利用権の設定をする者の数が55名で、利用権の設定を受けようとする者の数が25名であります。利用権の設定を受けようとする者が利用権の設定をする者の数より30名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、17ページから38ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書39ページの総括表でご説明申し上げます。公告日は令和6年1月31日で、始期が令和6年2月1日であります。設定期間は、5年から15年で、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>地目別の内訳は、田が2,970㎡、畑が7万6,618㎡、樹園地が2,620㎡で合計しますと8万2,208㎡となります。</p> <p>利用権の転貸をする者は公益財団法人〇〇の1名、利用権の転貸を受けようとする者は11名であります。詳細につきましては、40ページから45ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第4号農用地利用集積計画決定のうち、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議に入ります。17ページ、番号1番につきましては、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。</p>
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは、番号1番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、17ページ、番号2番から38ページ、番号61番までと、16ページの総括表について審議いたします。
		これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、転貸について審議に入ります。40ページ、番 号1番から、45ページ、番号14番までと、39ページの総括表について審議い たします。
		これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第7、議案第4号農用地利用集積計画決定については、原案 のとおり決定いたしました。
		次に、日程第8、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん 委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	宮田	議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名につい て、ご説明いたします。議案書47ページをお開きください。
		番号1の申出者は、松山町新橋にお住まいの〇〇さんで、売買の申出とな っております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、 議案書のとおりでございますので、お目通しください。
		あっせん委員につきましては、脇田廣昭委員、工藤委員の指名をご提案い たします。以上で、説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何か御意 見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、御異 議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。
		よって、日程第8、議案第5号農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん 委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。
		以上で、全日程を終了いたしました。これで、本日の会議を終了いたしま す。ご苦労様でした。

上記会議の経過は、事務局長中水が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員